

R6.7.23版

「令和6年8月 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

令和6年7月

企画部 技術管理課



国土交通省 中部地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Chubu Regional Development Bureau

更新履歴

版	頁	タイトル	更新内容
R6.7.23	4	配置予定技術者： 手持ち業務量	右上赤四角（発注方式名） 修正（プロポーザル、総合評価、価格競争 共通で適用） 説明文 一部修正（評価基準日の表の該当箇所がわかるように変更） 手持ち業務量の評価基準日の表 改定箇所を見え消し形式に変更 表下部の判断例 語句修正 「現状」 → 「現状の評価基準日の例」、 「改定」 → 「改定後」
R6.7.23	6	【技術提案】実施方針 （若手技術者の活躍 ー若手技術者）	右側改定後の様式 一部修正（若手技術者を配置しない場合を追加）
R6.7.23	8	【技術提案】実施方針 （若手技術者の活躍 ー人材育成）	下段の（ ）内 誤記修正 「確認出来ないは評価しない」 → 「確認出来ない場合は評価しない」

R6改定内容 評価対象期間の更新(1)

プロポーザル
総合評価
簡易公募型競争

◆ 各項目において評価対象の期間を1年分更新する。
令和6年8月1日以降に公告(公示)する業務から適用

選定要件及び競争参加資格要件		プロポーザル・総合評価・簡易公募型競争 共通	
		現状	改定
参加企業	業務実績	平成25年度以降公告(公示)日までに完了	平成26年度以降公告(公示)日までに完了
配置予定技術者	業務実績	平成25年度以降公告(公示)日までに完了	平成26年度以降公告(公示)日までに完了

評価項目			プロポーザル・総合評価・簡易公募型競争 共通	
			現状	改定
(企業) 基本事項	企業信頼度 (優良業務表彰等)	優良業務表彰	令和4年度・令和5年度での優良業務表彰	令和5年度・令和6年度での優良業務表彰
		インフラDX大賞 中部DX大賞	令和3年度・令和4年度での表彰	令和4年度・令和5年度での表彰
	地域精通度 (地域での業務経験) ※簡易公募型競争【地域型】	平成25年度以降公告(公示)日までに完了	平成26年度以降公告(公示)日までに完了	
(技術者) 基本事項	業務実績		平成25年度以降公告(公示)日までに完了	平成26年度以降公告(公示)日までに完了
	業務成績(技術者評定)		令和元年度から令和4年度末までに完了	令和2年度から令和5年度末までに完了
	技術者信頼度 (優良技術者表彰等)	優良技術者表彰	令和2年度から令和5年度での優良技術者表彰	令和3年度から令和6年度での優良技術者表彰
		海外インフラプロジェクト 優秀技術者	令和3年度・令和4年度での表彰	令和3年度から令和5年度での表彰
地域精通度 (地域での業務経験) ※簡易公募型競争【地域型】		平成25年度以降公告(公示)日までに完了	平成26年度以降公告(公示)日までに完了	

R6改定内容 評価対象期間の更新(2)

◆ 各項目において評価対象の期間を1年分更新する。
令和6年8月1日以降に公告(公示)する業務から適用

選定要件	通常の指名競争	
	現状	改定
手持ち業務量	中部地方整備局(港湾空港部を除く)における当該年度契約額を平成30年度~令和4年度(過去5年間)の年平均契約額で除する	中部地方整備局(港湾空港部を除く)における当該年度契約額を令和元年度~令和5年度(過去5年間)の年平均契約額で除する
業務成績	中部地方整備局(港湾空港部を除く)における平成30年度~令和4年度(過去5年間)で評価	中部地方整備局(港湾空港部を除く)における令和元年度~令和5年度(過去5年間)で評価
業務成績 (60点未満はマックス評価)	令和3年度・令和4年度の2ヶ年	令和4年度・令和5年度の2ヶ年
優良業務	中部地方整備局(港湾空港部を除く)が行う令和4年度・令和5年度(過去2年間)の優良業務表彰の有無を評価	中部地方整備局(港湾空港部を除く)が行う令和5年度・令和6年度(過去2年間)の優良業務表彰の有無を評価
業務実績	平成25年度以降公告(公示)日までに完了	平成26年度以降公告(公示)日までに完了

- ◆ 技術者の手持ち業務量の評価基準日の設定判断を契約予定時期（開札予定日）から公告(公示)日に見直す^{※1}。
第1四半期発注と第2四半期発注業務で評価基準日が逆転^{※2}する可能性があるため見直し

契約予定時期(開札予定日) 公告(公示)日 ^{※1}	評価基準日	備考
第1四半期	当年度の7月1日	※履行期限を当年度の7月1日以前とする業務は、公告(公示)日を評価基準日とする。
第2四半期	公告(公示)日	※7月1日以前に開札予定の業務については、 —当年度の7月1日を基準日とする。 ※次年度契約の業務は、 次年度の7月1日を評価基準日とする。
第3四半期		
第4四半期	次年度の7月1日	※履行期限を年度内とする場合は、公告(公示)日を基準日とする。 また、履行期限を次年度の7月1日以前とする場合は、 次年度の4月1日を評価基準日とする。

(現状の評価基準日の例)

- 5月1日公告→6月開札 【第1四半期開札 → 基準日：7月1日】
6月1日公告→7月開札 【第2四半期開札 → 基準日：6月1日^{※2}】
7月1日公告→8月開札 【第2四半期開札 → 基準日：7月1日】

(改定後)

- 5月1日公告→6月開札 【第1四半期公告 → 基準日：7月1日】
6月1日公告→7月開札 【第1四半期公告 → 基準日：7月1日】
7月1日公告→8月開札 【第2四半期公告 → 基準日：7月1日】

◆ 評価テーマの「評価の着目点」について一部改定。

着目点	区分	判断基準 ※各着目点で、最低1項目は判断基準を設定すること
基本	◎	発注者が提示した留意点・課題等を踏まえた提案となっている場合に評価する。
的確性	◎	提案内容について「方法」や「手順」など具体的な記載がある場合に優位に評価する。
	◎	地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。
	△	〇〇の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。
	△	〇〇の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。
	△	〇〇〇〇【業務の特性に応じて独自に設定】
実現性	○	提案内容について、効果が期待できる場合に優位に評価する。
	○	効果を裏付ける根拠等が明示されている場合に優位に評価する。
	○	提案内容に関する類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。
	○	提案内容を 実行できるだけの業務成果の品質向上が期待できる 実施体制が明示されている場合に優位に評価する。
	△	利用しようとする技術基準、資料が適切な場合に優位に評価する。
	△	提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。
	△	〇〇〇〇【業務の特性に応じて独自に設定】
独創性	○	提案内容について、業務を効率的に進めることができる 先進的または独創的 な提案である場合に優位に評価する。
	△	業務内容について、地域特性を踏まえた高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
	△	周辺分野、異分野技術を援用した、高度の検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。
	△	複数の既存技術を統合化する提案がある場合に優位に評価する。
	△	新工法採用の提案がある場合に優位に評価する。
	△	〇〇〇〇【業務の特性に応じて独自に設定】

「業務成果の品質向上が期待できる実施体制」を提案した場合に評価するよう変更
※提案内容を実行できる体制は提案の前提条件なので評価の判断基準を明確化

「独創的」な提案も評価できるよう変更

独創性評価の入れ替え項目として「地域特性を踏まえた高度の検討・解析手法」の提案について記載
※1者参加案件が多いことを踏まえ、発注条件ではなく加点項目として設定

◆ 評価対象となる若手技術者（担当技術者または管理技術者）を明確に判別できるよう、様式を修正。

現状

評価対象とする若手担当技術者の配置の有無を選択。配置しないを選択した場合に管理技術者が評価対象となる。

(様式-11)

技術提案書【実施方針(若手技術者の活躍)】

配置予定担当技術者の経歴等

①若手担当技術者の配置の有無	配置しない ・ 配置する (以下②～⑤の記載は不要)	
②氏名	③生年月日	④テクリス技術者ID
⑤保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)		

人材育成

1) 取り組み内容
2) 取り組みの目的
3) 参加対象者・参加人数・実施日

改定

申請する若手技術者の技術者区分を選択することで評価対象となる技術者を明確化。

(様式-11)

技術提案書【実施方針(若手技術者の活躍)】

若手技術者

① 評価対象若手技術者	担当技術者 (②～⑤を記載)	管理技術者 (②～⑤の記載不要)	若手技術者を 配置しない
②氏名	③生年月日	④テクリス技術者ID	
⑤保有資格 (資格名、登録番号、取得年月日)			

※①評価対象若手技術者は、評価対象とする技術者1名の技術者区分を選択すること。
「若手技術者を配置しない」を選択した場合または①～⑤が全て未記入の場合は評価しない。

人材育成

1) 取り組み内容
2) 取り組みの目的
3) 参加対象者・参加人数・実施日

◆ 賃上げ表明で加点を希望する場合は、以下①～④は必ず確認の上、表明書を提出されたい。

- ① **大企業の場合は「3.0%以上」、中小企業の場合は「1.5%以上」の賃上げを表明していること。**
- ② **中小企業の場合（3.0%未満の賃上げ表明をしている者）は、表明とあわせて、「法人税申告書 別表1」が添付され中小企業であることが確認できること。**
※添付がない場合は、中小企業であることが確認できないため評価しない。
※法人税申告書別表1で以下1) 2) の何れかに該当することを確認。
 - 1) 法人区分欄「普通法人…」に「○」があり
「期末現在の…」欄が「1億円以下」で「非中小法人」欄に「○」がない。
 - 2) 法人区分欄「左記以外の公益法人等…」に「○」がある。
- ③ **入札説明書に記載する賃上げ対象期間での表明となっていること。**
※暦年で表明・・・契約締結する年（年度ではない）の表明であること。
※事業年度で表明・・・事業年度の開始月が契約年度の4月～3月の範囲であること。【1月1日から12月31日を事業年度期間とする場合を含む】
- ④ **従業員代表、給与又は経理担当者の押印が確認できること。**
※ただし、従業員との合意は、入札説明書の様式で行う必要はないため、別様式で従業員と合意がなされ、別様式において押印が確認できれば、申請様式に押印がなくても良い。
※複写の影響で、押印が確認できないケースもあったので注意

◆ 「若手技術者の活躍 - 人材育成」の評価のポイントは下記のとおり。

若手技術者等の社員を対象とした、技術力向上のための人材育成の取り組みを評価する。

- ・対象者の年齢は制限しない。
- ・設計共同体は、全ての構成員が実施している場合に評価する。

企業等が自ら開催する複数名を対象として行う講習会等のほか、各個人に対して行うOJT等も、取り組みとして評価する。

- ・添付される状況写真や講習資料等で実施が確認出来る場合に評価する。
- ・講習資料等はすべて添付する必要はなく、実施内容がわかる目次や次第等のみの添付で良い。

若手技術者等が個人で参加した実績は評価しない。

- ・ただし、企業等が若手技術者等に対して、講習会等への参加を指示し、参加費用等の負担などを行っている場合には、企業等の取り組みとして評価する。(参加指示、受講証明が確認出来ない場合は評価しない)

資格取得の受験費用の一部又は全部を企業等が負担するなど、資格取得のみの実績は評価しない。